

第43回神戸地方裁判所委員会議事概要

1 日時

令和5年10月31日（火）午後3時から午後5時まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順、敬称略）

遠藤邦彦、岡本剛、海保一恵、木田聖子、久保仁、幸田徹、高松宏之、多名部重則、中井修、福寿寛有、藤本尚道、水野広宣、森田祐子、横川博一

(2) 事務局

丸田顕、松田道別、望月玲子、富川崇、森谷尚樹、木村祐司、川崎ひろみ、今出麻衣子、木原陽子、前嶋潤、小泉聡一朗、中山浩志、小山沙紀

4 議事

神戸地方裁判所委員会委員により、次の議事を執り行った。

(1) 委員の交替

退任委員、新任委員及び再任委員の紹介があった。

(2) 前回のテーマ（裁判所のデジタル化に向けた取組について）に関する報告

前回委員会において委員から出された意見を参考にして取り組んだ結果についての報告があった。

(3) 裁判員裁判の現状についての説明

裁判員裁判の現状について、プレゼンテーションソフトを使って説明があった。

(4) 法廷見学

101号法廷（裁判員裁判法廷）の見学を行った。

(5) 裁判員裁判の現状（若年層をはじめとする国民の幅広い参加を得るために）

についての意見交換

(◎は委員長、○は委員の発言、●は裁判所の説明)

- ◎ 本日のメインテーマは、裁判員にとってどのような配慮を行えば参加しやすくなるのか、という観点からの意見交換である。

大きく2点あるが、1点目は参加のしやすさについて。統計にも出ているが、審理日程は長期化する傾向にあり、日程が長いほど参加しにくくなる。例えば、被告人はやったことについては認めており争いがなく、刑罰の重さを決めることが中心テーマである事件（自白事件）について、全日程が4日である場合には、審理に一日半程度、評議も一日半程度であることが多い。一方、自分はやっていませんと主張する等争いがある事件もかなり多く、争いがある場合は、審理の時間も評議の時間も長くなる。

どれくらいの日数になると参加が難しくなるのか、例えば7日なら大丈夫だけど、8日だと難しくなるであるとか。業界によっても異なると思われる。審理日程の組み方も、月、火、水曜日と実施して木曜日は休み、金曜日に実施する等毎日続けると疲れるからということで一日空けることはよくある。例えば、審理と評議併せて10日かかる場合、月から金曜日に実施して、翌週も月から金曜日に実施して、2週間で終わるやり方もあるが、疲れるしゆっくり考える時間も必要であろうということで、2日実施して一日空ける、3日実施して一日空ける、あるいは午前は実施せず午後半日だけ実施する等色々な日程の組み方が考えられる。

裁判所にきていただく期間について、まとめるのがいいのか、分散する方がいいのか。事件が終わった後に、裁判員に対しアンケートを実施して、担当いただいた事件の日程について意見をいただくが、その日程に対応できた人のアンケートであり、その日程では難しいという人のアンケートではないため分からない点もある。

きていただく期間や日程、時期について、伺いたい。

- 期間についてであるが、私の勤め先では年に一度、5営業日連続で休みを取りなさい、というのがある。そのことから1週間であれば理解はできる。2週間になると仕事に対して支障が出てくると思う。一日の拘束が長くても、日数は5日であるなど、ある程度短くしていただいた方が参加しやすいと思う。
- ◎ 1週間以内であれば融通が利きやすいが、2週間となると大変であり、一日のボリュームが大きくなっても期間を詰めた方が参加しやすいということか。
- はい。
- 教員の場合は、あらかじめ期間がはっきり分かっていると措置しやすいが、4日になる、5日になる、6日になると、色々準備する必要がある。通常、病休以外にそれだけ休むということは稀である。協力する体制はあるが、特別な対応を考える必要がある。期間が分かるか分からないかが大きく左右する。

生徒の場合は、秋に候補者となり、実際には年を越えて、ということになると、その時期、高校3年生は入試で大変なので辞退するケースが多いのかなと思う。実際、私の周りで生徒が選ばれたという話を耳にしたことはないのですが、そういうことで処理されているのかなと思うが、文部科学省から、もし生徒の立場で裁判員になった場合は校長の判断で欠席扱いではなく公欠扱いにする、出席停止の扱いではあるが出席しなくていい日数としてカウントするという通知が来ている。ただし、学ぶ権利の保障から、10日間の損なわれた学習内容については補わないといけない。その10日間をどこかで指導する、その辺をどう対応していくのか。直面したことはないが、文科省から裁判員として参加できるように必ず配慮しなさいと。それは学校判断、校長判断になっている。
- ◎ 6週間前頃に具体的な日程や質問票を送付する運用であるが、この期間についても伺いたい。

- 時期による。代替者が派遣されることは考えられないので、職場の中でやりくりすることになるのが現状と思われる。
- ◎ 現場でカバー可能な期間と、そうではない期間についてはどうか。
- 教員が担任であるかどうか、どういう授業を受け持っているのかが関係すると思う。中には尻込みする者もいるのではないか。例えば社会科教員にとっては意味のある機会であるため、職場でも応援しやすいと思う。ただし、職員からそういう申し出を受けた経験はない。
- 保育士が5日間抜けると人員配置が足りなくなるので、連続は無理である。2日とかなら可能だが、5日間誰かがカバーするのは難しい。例えば、大学ではボランティアをしたら単位がもらえるシステムもあるので、そういう大学との連携はできないのか。例えば法学部、他の学部でもよいし、あと企業によって違うと思うが、CSRの一環として地域貢献ということで、例えばこの会社でこの5日間休んだ時にどういう休みの扱いにするのか、企業への働きかけもポイントになると思う。
- ◎ 法律では選ばれたときに休める体制を作るように、といった努力義務はあるが、業界によっては簡単に休んでもらって困るっていう事情もある。
- 当会の場合、比較的小規模の事業者が多く、会員のうち半分は一人親方として一人でやってる。一日ぐらいであればいうのはあるかもしれないが、6日とか10日とかになると辞退する理由になるのではないか。

当会職員に対し、働き方改革により「休め休め」と言っているが、年休有給の年間平均日数が5日とか6日という状況である。もっと増やさないといけないと考えるが、少々増やしてもプラス5日6日というのは、気持ちの上で周りに迷惑がかかるから休みにくいと思う。可能であれば、一日、二日のスピード審理で実施して欲しい。

裁判員に選ばれたとして、どの裁判に行くか分からないものか。

◎ 裁判員候補者には、あなたは何日から始まり何日までの期間の裁判員裁判について候補者に選ばれました、という連絡がいく。

○ 裁判員になった場合、加害者被害者と知り合いかどうかについて、事前に教えてもらえないとそれだけで心理的不安があるのではないか。それなら、辞退理由のどれかに無理やりにでも当てはめて、止めようかという心理が働くのではないか。

選び方について、ランダムに選んでいるのか。また選んだ後に、被告人等との関係についての確認等を行っているか。そこで「あなたは関係者ではありません」と言ってもらうと、気楽というか、普通の感覚で行けると思う。行ってみないと分からないとなると、色々な活動をしてる人であればあるほど「私、あの辺にも住んでいたし」等となるのではないか。

参加辞退できるかについて、資料に記載している辞退理由に該当しない人は辞退できないというものなのか。

◎ 該当しないと辞退できない。

○ 70歳以上の方と明記されていると、「私72歳やからやめようか」と簡単に辞退してしまうと思う。70歳以上が国民の3割以上になる中、70代80代でも元気な人はいるので、この「70歳以上の方」や「学生又は生徒」という部分を削除して、辞退は「過去5年以内に裁判員・検察審査委員を務めた方」「裁判員になるのが困難な方」とする。高校生は難しいかもしれないが、大学生の場合、「裁判員になるのが困難な人」という理由ではない限り大学生でも参加する。もっと積極的に誘導するために、辞退できる条件を考える必要があるのではないか。特に70代、80代の方は人生経験豊富なので、裁判員として、ある意味若い人よりも適格であると思う。70歳以上の方は辞退できますよ、という部分を変えることによって、人生経験豊富な人が裁判員になり、自分の人生経験を踏まえた判断や意見を言ってもらうことが必要ではないか。

◎ 「70歳以上の方」と記載すると、辞退する方向に誘因するという趣旨はわかるが、法律上明記されている事由であり、辞退事由をきちんと伝える必要はある。70歳以上の関係であるが、辞退できるという規定であり、辞退するかどうかはご本人の判断となる。私の感覚ではあるが、70歳以上の方でも辞退せずに選任手続に参加され、一定数は抽選で選ばれている。

● 選任手続期日において、被害者や被告人についてお知らせして、被害者らと関係があるかなどを確認する。関係がある場合は、裁判員になれなかったり、辞退が認められたりすることになる。法廷に行ったら知り合いがいて驚いたとはならない制度になっている。

辞退には色々理由が考えられるが、例えば、選任手続期日までには日程しか連絡していない。仕事の関係でその日程に差し支えがある場合、事前に送付してある質問票に「仕事があるので出来ません」と記載して送付いただくと、そこでその関係の辞退が認められる。

プライバシーの問題もあるため、事前に被害者や被告人の情報をお伝えしておらず、選任手続期日で事件内容の説明を行い、そこで事件との関係における辞退等の判断を行う。その後第一回公判が始まるという仕組みである。被告人が知り合いかとも思いながら裁判が始まるものではない。

年齢の点であるが、かなり高齢な方は辞退することもあると思うが、そうではない方は、70歳以上の方でも年齢を理由とした辞退は行わず、参加されている印象を受ける。

◎ テーマの2点目は、広報活動の関係である。現状、あれこれやってはいるが、なかなか参加者が増えないという状況である。ニーズに応えた内容であるか、対象として特に若年者を対象としたときに、ウェブなど、どのような実施方法が考えられるか、という観点の御意見を伺いたい。

裁判官が申込者のところに出張して話をしたり、意見交換をするという裁判員セミナーというものがあるが、あまり知られていないため申込みが少ないと

いう現状である。広報方法を含めて改善の余地が大きいところであるが、裁判員セミナーに限らず、広報についてアドバイスをいただきたい。

- 裁判員裁判は社会的に意義があり、参加した方は非常に良かったという評価をしているが、ちょっと尻込みしてしまう。この点について、いわゆるマーケティングというか、裁判所側のコミュニケーションにあると思う。普通の方はそれって一体何なんだろうっていう状態で全く分からない。私も今日は仕事を諦めて来ているが、それと同じように何かを犠牲にしている部分は同じかなと思う。パーセプションギャップというが、その状態である場合はひたすらコミュニケーションを上手く行い、両者の差を無くしていくしかないと思う。

例えば、「法廷に放り込まれスケジュールが不安な状態で挑むのか」という質問があった場合、「1日のスケジュールをこのようにして発表する」と返答すると思う。あるいは、質問する場面において、いきなり自分が当てられて質問しなきゃいけないんだろうか、と普通の人は考えている。

セミナーのチラシには断片的にというか、結構情報が記載されている。でも、誰も読まない。そのギャップ。本当にクリティカルになっているものは何かをうまくあぶり出して、それをセミナーなりポスターなりに表現する。裁判員セミナーのチラシには、どんなことが聴けるのか、その一番キーになる部分があまり描かれてない。抽象的にしか表現できていなため、このチラシを見ても思考が止まってしまうのではないか。

- ◎ 粘り強く何度も行わないといけないという観点と、ニーズに合ったものになっているかを考える必要があるということか。
- ニーズという点は難しく、アンケートを取れば分かるというものでもなく、アンケートで浮かび上がるのは、例えば裁判員裁判について思っている意識の1割ぐらいの氷山の一角みたいな部分しか返ってこない。9割の隠れた深層心理にある隔たりの部分に刺すメッセージが必要ではないか。

- ◎ 刺さる企画について、体験した方に話してもらうことは良い切り口といえるか。
- 良い切り口と思う。自分も追体験する可能性があるため、共感できるというか、体験した人に自分を重ね合わせることができる。実際に何を知ることが出来るのか、どんなことを語るのかを、例えばこのセミナーのチラシに表現することが必要ではないか。
- 今回参加するにあたって家族と話したが、2人とも参加したいという意見であった。理由を突き詰めると、仕事柄、私が普段から裁判所等の話をするところがあり、裁判官の姿が一応頭に入っている。裁判員裁判についてのイメージを持っている。そういう状況であると浸透しやすいのが分かった。裁判官について、特に若い人に、どういう仕事をして、どういう苦労があり、どういうところに生きがいがあるか等、刺さるものがあるといいのではないか。ヒーローというドラマの影響で検察官の任官は増えた。検察官という仕事は大変な仕事であり、弁護士の仕事にしても、やはり理解されてない部分もある。私も弁護士が何をするか知らずに弁護士になった。そういう時代だったが、今だとやりたいことや生きがい等、業界的なことを全体にもっと広めないといけないのではないか。特に今の若い子はテレビを見ない。ネット動画のような気が向いた時に見れるものから取り組んで、裁判員裁判とはこういったものであると示す。もちろん、テレビ等で取り上げられることも必要だと思うが、今は裁判員裁判が珍しくなくなっており、マスコミも取り上げてくれない。裁判員裁判が始まった頃はマスコミも裁判員裁判の模擬裁判であったり、私の息子も模擬裁判に参加して撮ってもらったこともあるが、裁判員裁判とはこういうものであると示していた。何か分からないという不安感、それと興味の問題。自分には関係ないと思ってしまうところを刺さるもので引っ張り上げるような工夫が必要ではないか。

- 関心のある人とない人に二極分化していると思う。国民の義務だとか、国民に幅広く参加して欲しいというのも事実だと思うが、ただ、裁判というのは普段の我々には全く関係ないものであり、色々な意味でいうと、監視とまでは言わないが、一般の方の幅広い目で外から客観的に見るっていうのは大事なのかなと思う。若い方がなぜ関心を持たないかというのと、例えばハロウィンの場合、SNSに出そうが出すまいが何も言わなくても皆さん行く。いっぱい資料を作ってとか、出張で授業をやってというやり方は、もはや若い人にリーチしてないことをしっかり認識することが大事である。ユーチューブで再生回数が何百万回という方の動画はどういったものかというのを見て、若い人がどういうものに関心があるのか、ちょっと目線を下げるのが大事ではないか。その意味で、裁判員の資料に全部書いてあるのは書いてあるが、これ、誰が読むのかという話である。果たしてリーチしたのかどうか。マーケティングを本当にやったのか。しっかりマーケティングをやってみてはどうか。マーケティングはそんなに難しいものではないし、広告を投下してリーチがどれだけあったかという簡単なマーケティングもある。セミナーについて広告をかけた、新聞に取り上げられた、ユーチューブに出した、インスタグラムにも出した。その結果、どれぐらいのリターンがあったのか。すぐに結果は出ないと思うが、戦略を練って変えていくことが大事ではないか。業種にもよると思うが、マスコミの人間は関心高いので、必ず休んででも行く。

日程の話に戻すが、平日だけでなく、土日とかあると考えやすい期間もあるのではないか。

- 高校生全員が必ず目にする最大の広報とは教科書である。公共という科目の教科書には、例えば肯定的な部分では、「裁判員経験者の多くが裁判員として裁判に参加したことに対して、非常に良い経験、良い経験と感じている。裁判所の対応に対しても多くが適切や普通と回答している」とある。アンケート結果を教科書の本文に掲載しており、踏み込んだ書き方である。しかし、その一

方だと記述が続くが、「残酷な場面の証拠を見て、精神的な痛手を負う裁判員経験者もいる。また、裁判員裁判での見聞に対して、厳しい守秘義務が負わされることへの負担感を感じる経験者がいる。」と書いてあり締め言葉が、「今後はこれらの課題を改善することが求められる。」。要は改善されていないというのが教科書の立場で、全員がこの記述を授業で教わる。色々な対策をして配慮もしているが、検定教科書ではそうなっている。教える立場としては、今日のような話を頂けると授業に活用しやすいが、マーケティングとして何が一番使いやすいかを学校現場で聞くと、A4サイズ1枚にまとめたもの、あるいは5分間の動画コンテンツ。それが一番使いやすい。教室ですぐにユーチューブが見られるので、5分ぐらいの内容にまとめたもの。紙媒体にするのであれば、A4サイズ1枚。授業中にはなかなか使えないので、例えば先ほどの残酷なシーンということに対しては、こういう相談窓口があって心理的ケアをしている等の具体的な体験談等が載っている等、そういうものが現場として使いやすい。

- 選挙権が18歳に引き下げられた。私は神戸市等と若年層の選挙への関心に向けて取り組んでいるが、なかなか結果が出ない。今回の裁判員制度は司法への参加だと思うが、国の在り方というか、組織を知るということで高校生や大学生にとって非常に大きな勉強になると思う。選挙管理委員会だけが頑張る、裁判所が頑張るではなく、若年層の社会参加という教育的という括りが必要ではないか。こっちだけで頑張る、あっちだけで頑張るではなく、青少年を育てていくという意味では、非常に大事な取り組みだと思う。実際に小学生から高校生でも模擬選挙を行ったりする。そういうことを真剣に実施すると関心が生まれる。情報を与えられ、こういうことをやろう、ああいうことをやろうとしても、なかなか皆の自主的な気持ちには向いていかない。その辺りの工夫があっても良いのではないか。社会の構造を知る意味やロジックな組み立てをして

物事を考えていくことは、考える国民を作るという意味でも大事なことだと感じている。

一生懸命に緻密な資料を作っても見ないという点について、神戸市の教育委員会が令和5年までの教育体系をまとめたが68ページになる。それを誰も読まないという話があったので、令和6年から次の五か年については、A3サイズの見開きで、パッと視覚的に入るようなものを作ると聞いている。

- 裁判所セミナーの申込みが増える方法を考えたのだが、対象に個人を加えるのはどうか。それから日時の関係であるが、年間5回セミナーを企画するとして、一回は土曜か日曜に催す。平日参加出来ない人でも土日なら参加できる。申込みや問合せについて、平日9時から5時の、しかも電話だけでは特に若い人は全く反応しない。問合せや申込みもメールであれば、20人以上の団体はなかなか来ないかもしれないが、個人でも3人、4人と増え、その人がこんなセミナーがあったよと口コミを行う。将来法律関係に行きたいとか、子供も一回行ってみようかなとなると思うので、その辺のできるところから変えていくのはいかがか。裁判所職員が土日に出勤することになるが、今なら代休制度があるので、うまく使って実施するのはいかがか。
- ◎ 本日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

(6) 次回のテーマ

民事手続におけるIT化について

5 次回期日

令和6年2月26日(月)